

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成17年1月6日(2005.1.6)

【公表番号】特表2004-509238(P2004-509238A)

【公表日】平成16年3月25日(2004.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2004-012

【出願番号】特願2002-527360(P2002-527360)

【国際特許分類第7版】

D 0 2 G 1/02

D 0 1 F 6/62

D 0 3 D 15/00

D 0 4 H 1/42

【F I】

D 0 2 G 1/02 A

D 0 1 F 6/62 3 0 3 F

D 0 1 F 6/62 3 0 6 P

D 0 3 D 15/00 B

D 0 4 H 1/42 T

【手続補正書】

【提出日】平成14年5月31日(2002.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

4 チャネル断面を有するポリ(トリメチレンテレフタレート)ステープルファイバ。

【請求項2】

4 チャネル断面が溝を有するスカラップドオーバル形状をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載のステープルファイバ。

【請求項3】

繊維が、(a)ポリトリメチレンテレフタレートを提供すること、(b)溶融されたポリトリメチレンテレフタレートを245～285の温度でフィラメントに溶融紡糸すること、(c)フィラメントを急冷すること、(d)急冷されたフィラメントを延伸すること、(e)機械クリンパを用いて延伸されたフィラメントを捲縮すること、(f)捲縮されたフィラメントを50～120の温度で弛緩させること、および(g)弛緩されたフィラメントを約0.2～6インチ(約0.5～約15cm)の長さを有するステープルファイバに切断することを含む方法により製造されることを特徴とする請求項1または2に記載のステープルファイバ。

【請求項4】

(a)ポリトリメチレンテレフタレートを提供すること、(b)溶融されたポリトリメチレンテレフタレートを245～285の温度でフィラメントに溶融紡糸すること、(c)フィラメントを急冷すること、(d)急冷されたフィラメントを延伸すること、(e)機械クリンパを用いて延伸されたフィラメントを捲縮すること、(f)捲縮されたフィラメントを50～120の温度で弛緩させること、および(g)弛緩されたフィラメントを約0.2～6インチ(約0.5～約15cm)の長さを有するステープルファイバに切断することを含むことを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載のポリトリメチレン

テレフタレートステープルファイバを製造する方法。

【請求項 5】

弛緩が 5.5 以上で実施されることを特徴とする請求項 3 に記載のステープルファイバまたは請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

弛緩が 6.0 以上で実施されることを特徴とする請求項 5 に記載のステープルファイバまたは方法。

【請求項 7】

弛緩が 10.5 までで実施されることを特徴とする請求項 3、5 若しくは 6 に記載のステープルファイバ、または、請求項 4、5 若しくは 6 に記載の方法。

【請求項 8】

弛緩が 10.0 以下で実施されることを特徴とする請求項 7 に記載のステープルファイバまたは方法。

【請求項 9】

弛緩が 8.0 未満で実施されることを特徴とする請求項 7 に記載のステープルファイバまたは方法。

【請求項 10】

延伸されたフィラメントを捲縮の前にアニールすることをさらに含むことを特徴とする請求項 3 から 9 に記載の方法。

【請求項 11】

アニールが、延伸されたフィラメントを、約 8.5 から約 11.5 の温度で加熱することを含むことを特徴とする請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

延伸されたフィラメントを捲縮の前にアニールすることなく実施されることを特徴とする請求項 3 から 9 に記載の方法。

【請求項 13】

請求項 1 から 3 または請求項 5 から 9 のいずれかに記載のポリ(トリメチレンテレフタレート)繊維から製造されることを特徴とするヤーン。

【請求項 14】

請求項 13 に記載のヤーンから製造されることを特徴とするファブリック。

【請求項 15】

少なくとも 30.0 % の染料取り込み量により特徴付けられる請求項 14 に記載のファブリック。

【請求項 16】

5 分後の、少なくとも 2 インチ (5.1 cm) の吸い上げ高さにより特徴付けられる請求項 14 または 15 に記載のファブリック。

【請求項 17】

10 分後の、少なくとも 4 インチ (10.2 cm) の吸い上げ高さにより特徴付けられる請求項 16 に記載のファブリック。

【請求項 18】

30 分後の、少なくとも 5 インチ (12.7 cm) の吸い上げ高さにより特徴付けられる請求項 16 に記載のファブリック。

【請求項 19】

請求項 1 から 3 または請求項 5 から 9 のいずれかに記載の繊維を含むことを特徴とするファイバーフィルウェブまたはバット。